

資料①

東京都高校体育連盟において、別添の『全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程』に抵触する行為が複数発生し、改善する旨、全国高体連から指摘がありました。今回は早急に対応ができたため、処分には至りませんでした。しかしながら、このような事例は本専門部においても起こり得ることであり、今一度この規程を周知徹底していただき、事故の未然防止に努めていただきたいと思います。

【今回の事例】

・学校出入り業者から用具の試用について依頼があり、使い心地についての生徒コメントが、学校名・個人名とともに HP 等に掲載された。

・これは、第4条の広告等の使用に該当するので至急削除するよう、全国高体連から指示があった。

第4条（競技者の禁止事項）（4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

近年、スポーツの商業化とともに高校生を取り巻く環境も変わってきました。

また、街頭インタビューなども頻繁に行われ、メディアへの露出も日常化されています。安易な行動が、規程に反する可能性も多々あります。指導者や選手が規程を再確認し、事故防止に努める必要がありますのでよろしくお願いたします。

第4条（競技者の禁止事項）

- （1）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- （2）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- （3）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- （4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。